

少林寺拳法世界連合 服装規程

第1条 少林寺拳法世界連合個人会員の服装について

1. 少林寺拳法世界連合（以下「本連合」という）の個人会員は、左胸部に「シンボルマーク・ロゴ」図形の刺繍された本連合が指定する「道衣」、及び「法衣」を着用し、「帯」についても指定のもので資格に応じたものを使用するものとする。

なお、道衣左袖には、資格に応じた「袖章」を装着するものとする。

【図Ⅰ】指定道衣（刺繍入り）

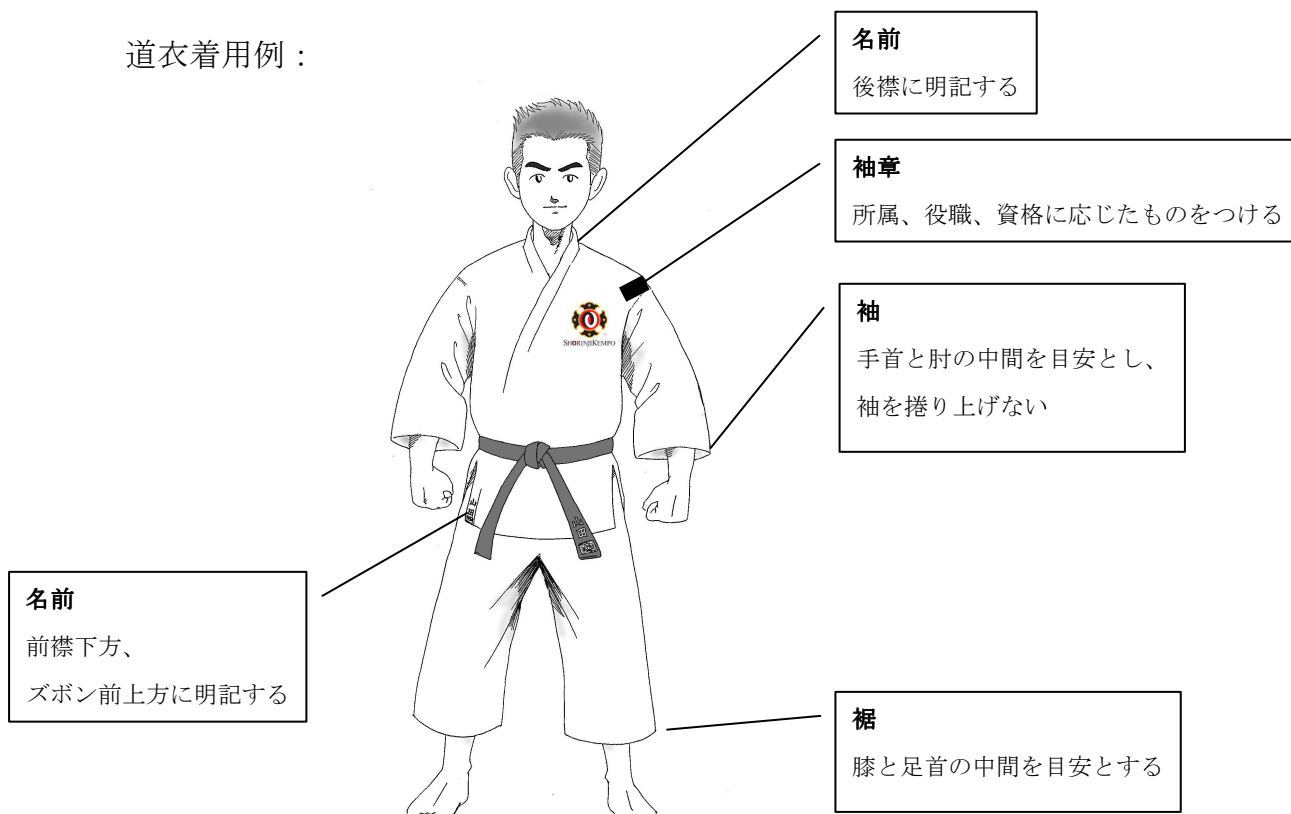
【図Ⅱ】袖章



第2条 指定「道衣」について

1. 道衣は白色で、本連合指定のもの（シンボルマーク・ロゴの許諾ラベルのもの）とし、左袖に資格に応じた袖章を装着する。
2. 道衣の後襟、前襟下方、ズボン前上方に名前を記入する。名前の表示は黒色とする。
3. 上着の袖は「手首と肘の中間」を目安に、ズボンの裾は「足首と膝の中間」を目安にする。
4. 道衣の下に下着を着用する場合は、色は白色無地とし、見苦しくないようにする。金属（装身具も含め）その他身体に危険を及ぼすようなものは、原則として身に付けてはならない。

道衣着用例：



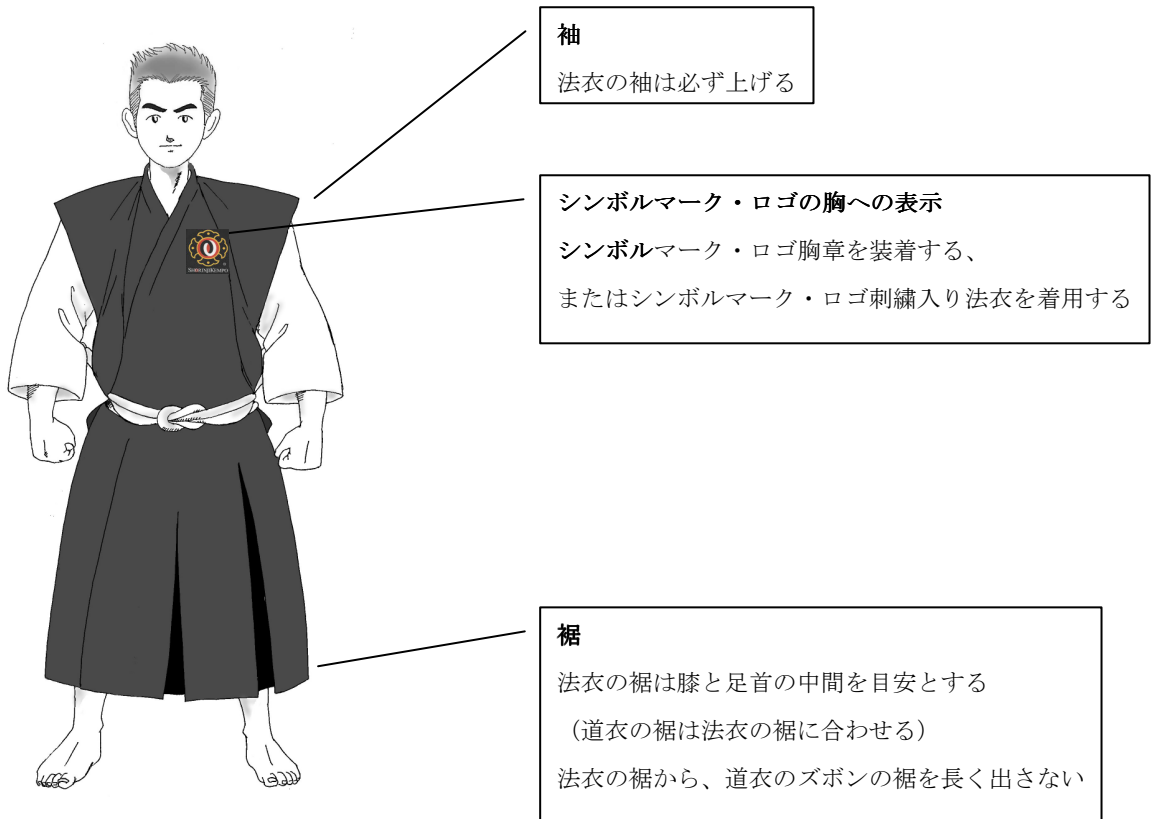
第3条 指定「帯」について

1. 帯は資格に応じたもので、指定の（シンボルマーク・ロゴの許諾ラベルの）ものを着用し、表面がすりきれて色がはっきりしないものや、見苦しいほど痛んだものは着用しない。
2. 資格別の帯の色については、別に定める。
3. 帯への刺繍については、「少林寺拳法」、国名、所属名、氏名及び「少林寺拳法世界連合」の表示に限り認める。

第4条 指定「法衣」について

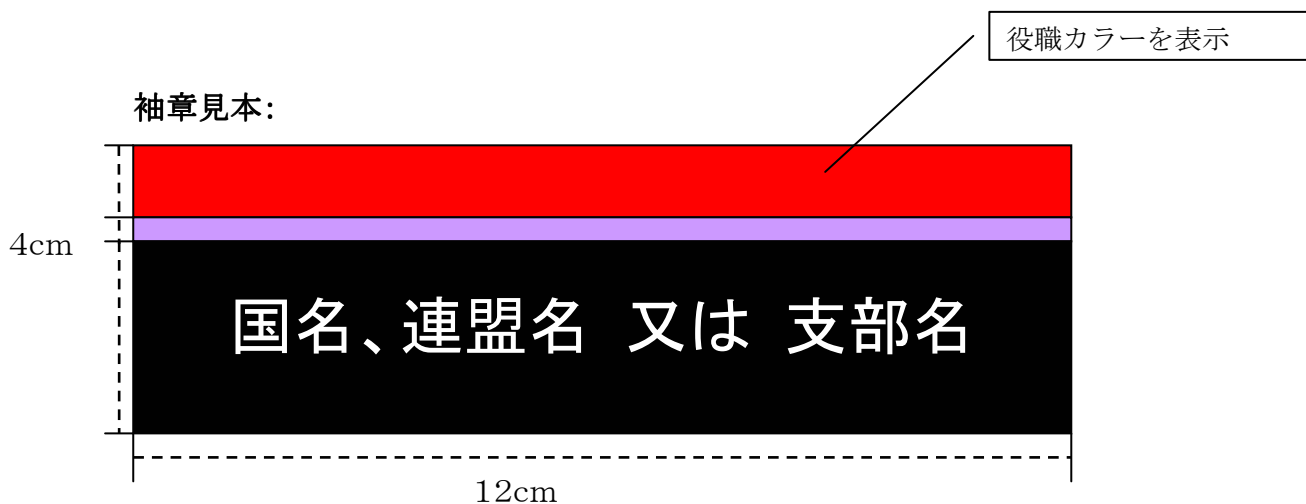
1. 法衣は指定のもの（シンボルマーク・ロゴの許諾ラベルのもの）とする。
なお、法衣用シンボルマーク・ロゴ胸章の配布を受けたものについては、この限りではない。
2. 本連合における法衣着用は、あくまで大会、演武会等でのデモンストレーション用コスチュームとして用い、袖は必ず上げて着用する。

法衣着用例：



第5条 「袖章」について

1. 袖章は、所定の規格にあった資格に応じたものを、左上袖の縫い目に下端を合わせ、装着する。
2. 役職カラーの金は、WSKO理事、WSKO指導員、WSKO 支部長（大拳士五段以上）、各国連盟役員（大拳士五段以上）が着用できる。
3. 役職カラーの銀は、正拳士五段以下の支部長が着用できる。
4. 役職カラーの赤は、三段以上で支部役員名簿に記載された者が着用できる。
5. 上項2、3、4以外の一般拳士については、黒表示とする。
6. 表示する文字は、原則として国名、連盟名、又は支部名とし、表示言語は、大文字の英文アルファベットを最優先する。
7. 袖章は、正会員からの申請が提出され、許可された場合に各国で作製するか、又はWSKO事務局で注文を受けることもできる。
8. 連盟のない準会員の袖章は、申請を提出し、許可された場合に作製するか、又はWSKO事務局で注文を受けることもできる。



WSKO カラー（紫）番号：

YMCK カラー C27 M30、PANTONE カラー 264C、DIC カラー 2204

刺繍番号：

金/M-8010、銀/M-1、赤/P-1022

国名（支部名）刺繍番号：

P ポリエステル 75/5 1198（白）

役職カラー：

金・・・WSKO 理事、WSKO 指導員、WSKO 支部長（大拳士五段以上）、
各国連盟役員（大拳士五段以上）

銀・・・正拳士五段以下の支部長

赤・・・三段以上で役員名簿を届け出ている支部の幹部

黒・・・その他の拳士

第6条 道衣・帯・法衣の製造に関する禁止事項

1. マスターライセンス（免許所有者）のみが道衣、及び法衣への刺繍の権利を有し、行使できる。
2. マスターライセンス以外の者が道衣、及び法衣に独自のシンボルマーク・ロゴを刺繍することは、商標権の侵害にあたり、してはならない。
3. 規程に反した道衣着用者については、指導を行い、改めない場合には、少林寺拳法の各種大会・講習会・研修会等への参加や、昇格考試の受験を認めない。

附則 本規程は、2006年 4月 1日より、実施する。

本規程は、2008年 4月 1日より、改訂し、実施する。